

実質化された人・農地プラン

注：地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長浜市	大戌亥町	令和2年8月11日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	16.53ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.67ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.16ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.16ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.79ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後、中心経営体の集落営農組織(D)の体制強化の為、新たな構成員の確保とオペレーターの育成が必要である。
また、農業機械の計画的な機械更新が重要になってくると思われる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大戌亥地区の水田利用は、集落営農組織であるDを核として地区内の農業者が連携しながら地域農業を担っていく計画である。

したがって、Dが中心的な役割を担っていく上で、農地の集約化による高い作業効率が不可欠であり、認定農業者及び自作耕作者と連携して、集約化を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
認農	A	水稲	1.43 ha	水稲	1.54 ha	大戌亥町・大辰巳町・室町・加田町	
認農	B	水稲	0.59 ha	水稲	0.59 ha	大戌亥町・加田今町・寺田町・高橋町	
認農	C	水稲	0.71 ha	水稲	0.71 ha	大戌亥町・加田町	
集	D	水稲、麦	4.17 ha	水稲、麦	4.17 ha	大戌亥町・加田町・永久寺町・下坂中町	
認農	E	水稲	1.51 ha	水稲	1.68 ha	大戌亥町・大辰巳町・室町・寺田町・加田町	
集	F	水稲	0.05 ha	水稲	0.05 ha	高橋町・下坂浜町・大戌亥町・寺田町 下坂中町・加田町	
計	6人		8.46 ha		8.74 ha		

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

大成亥地区の将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地バンク機能を活用し、新たな担い手へ引き継げるよう農地中間管理機構を積極的に活用する方針である。

基盤整備への取り組み方針

農町の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、大成亥地区において農地の大区画化等の基盤整備に取り組む方針である。